

第**146**期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月25日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

場所

東京都文京区小石川四丁目14番12号
共同印刷株式会社本社1階ホール

決議事項

| | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

株主総会にご出席されない場合

インターネット等または書面により議決権をご行使ください
ますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2026年6月24日（水曜日）午後6時まで

共同印刷株式会社

証券コード：7914

株 主 各 位

証券コード 7914

2026年6月3日

(電子提供措置の開始日2026年5月27日)

東京都文京区小石川四丁目14番12号

共同印刷株式会社

代表取締役社長 **大 橋 輝 臣**

第146期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第146期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.kyodoprinting.co.jp/ir_info/irdata/meeting.html

なお、当社「企業サイト」トップ (<https://www.kyodoprinting.co.jp/>) からは、「IR情報」、「IR資料室」、「株主総会情報」の順に選択してご覧ください。



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトでは、銘柄名(会社名)「共同印刷」または証券コード「7914」にて検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択してご覧ください。



三井住友信託銀行株式会社ウェブサイト (株主総会ポータル®)

<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・パスワードをご入力ください。

QRコードは
議決権行使書用紙に
ございます

※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。
閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間を置いて再度アクセスしてください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2026年6月24日(水曜日)午後6時までに議決権をご行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

| | | |
|---|------|--|
| 1 | 日 時 | 2026年6月25日(木曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時30分) |
| 2 | 場 所 | 東京都文京区小石川四丁目14番12号 共同印刷株式会社本社1階ホール |
| 3 | 目的事項 | <p>報告事項</p> <p>① 第146期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>② 第146期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件</p> |

以 上

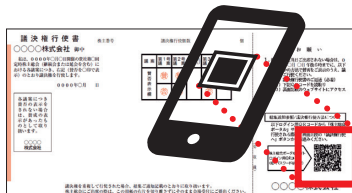
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告の企業集団の現況に関する事項のうち「事業の経過および成果」、「対処すべき課題」、「財産および損益の状況の推移」、「主要な事業内容」、「主要な営業所および工場等」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、会社の株式に関する事項、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)および当該体制の運用状況、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等
 - ② 計算書類
 - ③ 連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ④ 監査報告
- ◎ 書面による議決権行使において、各議案に賛否の記載がない場合の取り扱いについては、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到達した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到達した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.kyodoprnting.co.jp/>) にてお知らせいたします。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

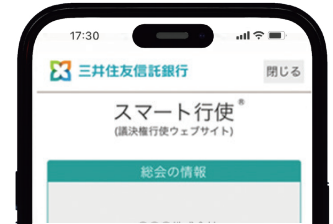
インターネット行使期限
2026年6月24日（水）午後6時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード[®]を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル[®]トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到達した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到達した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

▶ 株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定的な利益の還元と、今後の経営諸施策を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきますたく存じます。

期末配当金に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金40円といたします。
この場合の配当総額は、1,142,971,680円となります。なお、これにより年間配当金は中間配当金と合わせまして1株につき78円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月26日といたします。

株主総会参考書類

第2号議案

取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役7名全員が任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 番号 | 氏名 | 現在の当社における地位および担当 |
|------|------------------|--|
| 1 再任 | ふじもり 藤森 康彰 男性 | 取締役会長 |
| 2 再任 | おおはし 大橋 輝臣 男性 | 代表取締役社長 監査室、秘書室担当 |
| 3 再任 | わたなべ 渡邊 秀典 男性 | 取締役 社長補佐 副社長執行役員 経営企画本部、DX推進部担当 |
| 4 再任 | たかはし 高橋 孝治 男性 | 取締役 生活・産業資材事業本部、 専務執行役員 生産統括本部、技術開発本部担当 |
| 5 再任 | たかおか 高岡 美佳 女性 | 独立役員 社外 取締役 |
| 6 再任 | みつさだ 光定 洋介 男性 | 独立役員 社外 取締役 |
| 7 再任 | おおうち 大内智重子 女性 | 独立役員 社外 取締役 |

株主総会参考書類



候補者番号 ふじ もり よし あき
1 藤 森 康 彰

男性

再 任

| 生年月日 | 所有する当社の株式数 | 取締役会出席回数 | 在任期間 |
|-------------|------------|----------|--------------|
| 1949年5月20日生 | 88,100株 | 20回/20回 | 22年 (本総会終結時) |

略歴、地位

| | | | |
|----------|----------------------|----------|--------------|
| 1976年 4月 | 当社入社 | 2010年 6月 | 当社専務取締役 |
| 1998年 4月 | 当社法務部長 | 2011年 4月 | 当社専務取締役兼経理部長 |
| 2003年 4月 | 当社技術統括本部開発技術本部長兼法務部長 | 2011年 5月 | 当社専務取締役 |
| 2004年 4月 | 当社技術統括本部長 | 2013年 6月 | 当社代表取締役社長 |
| 2004年 6月 | 当社取締役技術統括本部長 | 2025年 4月 | 当社代表取締役会長 |
| 2006年 6月 | 当社常務取締役 | 2026年 4月 | 当社取締役会長 (現任) |

取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、法務・知的財産部門、技術統括部門における要職と代表取締役社長・会長を歴任し、現在では、取締役会長としての経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も当社の経営上の重要な意思決定および業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号 おお はし てる おみ
2 大 橋 輝 臣

男性

再 任

| 生年月日 | 所有する当社の株式数 | 取締役会出席回数 | 在任期間 |
|-------------|------------|----------|-------------|
| 1963年12月2日生 | 73,304株 | 20回/20回 | 3年 (本総会終結時) |

略歴、地位

| | | | |
|----------|------------------------|----------|------------------------------|
| 1987年 4月 | 当社入社 | 2021年 4月 | 当社常務執行役員情報セキュリティ事業本部長 |
| 2011年 4月 | 当社ビジネスメディア事業部事業企画部長 | 2023年 6月 | 当社取締役常務執行役員 情報セキュリティ事業本部長 |
| 2016年 4月 | 当社経営企画本部総合企画部長 | 2024年 4月 | 当社取締役副社長執行役員事業統括 |
| 2018年 4月 | 当社執行役員ビジネスメディア事業部副事業部長 | 2025年 4月 | 当社代表取締役社長 (現任) |
| 2019年 4月 | 当社執行役員ビジネスメディア事業部長 | | |
| 2020年 4月 | 当社上席執行役員ビジネスメディア事業部長 | | |

担当

監査室、秘書室

取締役候補者とした理由

同氏は、主に経営企画部門における要職と情報セキュリティ事業本部長を歴任し、現在では、業務執行の最高責任者である代表取締役社長としての経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も当社の経営上の重要な意思決定および業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

株主総会参考書類



候補者番号 わた なべ ひで のり
3 渡 邊 秀 典

男性

再 任

| 生年月日 | 所有する当社の株式数 | 取締役会出席回数 | 在任期間 |
|------------|------------|----------|-------------|
| 1959年9月3日生 | 34,890株 | 20回/20回 | 15年(本総会終結時) |

略歴、地位

| | | | |
|----------|-------------------------------|----------|--|
| 1982年 4月 | 株式会社第一勧業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行 | 2014年 6月 | 当社取締役経営管理本部長 |
| 2006年 3月 | 株式会社みずほコーポレート銀行 ALM部米州資金室長 | 2016年 6月 | 当社取締役常務執行役員経営企画本部長 |
| 2009年 4月 | 同行グローバルクレジット投資部長 | 2020年 4月 | 当社取締役専務執行役員 グループコーポレート本部長 |
| 2011年 4月 | 当社入社 | 2022年 4月 | 当社取締役専務執行役員 グループコーポレート本部長 兼経営企画本部長 |
| 2011年 5月 | 当社経理部長 | 2024年 4月 | 当社取締役副社長執行役員 グループコーポレート本部長 |
| 2011年 6月 | 当社取締役経理部長 | 2026年 4月 | 当社取締役副社長執行役員(現任) |
| 2012年10月 | 当社取締役経理部長兼法務部長 | | |
| 2013年 4月 | 当社取締役経理部長 | | |

担当

社長補佐 経営企画本部、DX推進部

取締役候補者とした理由

同氏は、経理部長、法務部長、経営管理本部長、経営企画本部長、グループコーポレート本部長を歴任し、現在では、取締役副社長執行役員として経営企画本部、DX推進部を担当しており、経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も当社の経営上の重要な意思決定および業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号 たか はし たか はる
4 高 橋 孝 治

男性

再 任

| 生年月日 | 所有する当社の株式数 | 取締役会出席回数 | 在任期間 |
|------------|------------|----------|------------|
| 1962年8月7日生 | 17,810株 | 20回/20回 | 5年(本総会終結時) |

略歴、地位

| | | | |
|----------|--------------------------|----------|--------------------|
| 1985年 4月 | 当社入社 | 2016年 6月 | 当社執行役員生産統括本部長 |
| 2006年 4月 | 当社本社製造事業部 印刷加工本部五霞工場長 | 2019年 4月 | 当社上席執行役員生産統括本部長 |
| 2011年 4月 | 当社出版商印製造事業部製造本部長 | 2021年 4月 | 当社常務執行役員生産統括本部長 |
| 2013年 4月 | 当社施設環境部長 | 2021年 6月 | 当社取締役常務執行役員生産統括本部長 |
| 2016年 4月 | 当社生産統括本部長 | 2023年 4月 | 当社取締役常務執行役員 |
| | | 2026年 4月 | 当社取締役専務執行役員(現任) |

担当

生活・産業資材事業本部、生産統括本部、技術開発本部

取締役候補者とした理由

同氏は、主に製造部門における要職を歴任し、現在では、取締役専務執行役員として生活・産業資材事業本部、生産統括本部および技術開発本部を担当しており、経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も当社の経営上の重要な意思決定および業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

株主総会参考書類



候補者番号 たか おか み か
5 **高岡美佳** 女性 再任
独立役員 社外

| 生年月日 | 所有する当社の株式数 | 取締役会出席回数 | 在任期間 |
|-------------|------------|----------|--------------|
| 1968年6月19日生 | 0株 | 20回/20回 | 11年 (本総会終結時) |

略歴、地位

| | | | |
|----------|------------------------------|----------|--|
| 2001年 4月 | 大阪市立大学 (現大阪公立大学) 経済研究所助教授 | 2015年 6月 | 当社社外取締役 (現任) |
| 2002年 4月 | 立教大学経済学部助教授 | 2018年 6月 | SGホールディングス株式会社社外取締役 (現任) |
| 2006年 4月 | 立教大学経営学部助教授 | 2019年 5月 | ユニー・ファミリーマート ホールディングス株式会社 (現株式会社ファミリーマート) 社外取締役 |
| 2007年 4月 | 立教大学経営学部准教授 | 2023年 6月 | 株式会社ファンケル社外取締役 |
| 2009年 4月 | 立教大学経営学部教授 (現任) | 2024年 6月 | 株式会社ニッポン社外取締役 (現任) |
| 2011年 5月 | 株式会社ファミリーマート社外監査役 | | |
| 2014年 5月 | 株式会社TSIホールディングス社外取締役 | | |
| 2014年 6月 | 株式会社モスフードサービス社外取締役 | | |

重要な兼職の状況

立教大学経営学部教授
 SGホールディングス株式会社 社外取締役
 株式会社ニッポン 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、大学教授として経営学等の専門的な知識を有しており、また、当社ならびに他社の社外役員を務めるなど、豊富な経験と知見を有しております。こうした豊富な経験に基づく、業務執行を行う取締役から独立した客観的な立場からの有益な意見や指摘は当社にとって貴重であり、加えて経営戦略全般に関する専門的な視点から、取締役の業務執行に対する監督、助言等をいただくことが期待できるため、当社の社外取締役に適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。同氏が選任された場合は、指名報酬委員会委員長として、役員を選解任、役員報酬制度等について審議いただき、客観性、透明性の高いガバナンス体制の構築に関与いただく予定です。また、筆頭独立社外取締役として、独立役員会の議長を務めるとともに、同会議の意見や提言を取締役会に伝えることを通じて、取締役会の議論活性化を推進していただく予定です。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により社外取締役候補者として適任であると判断しております。

株主総会参考書類



候補者番号 みつ さだ よう すけ

6

光 定 洋 介

男性

再 任

独立役員 社 外

| 生年月日 | 所有する当社の株式数 | 取締役会出席回数 | 在任期間 |
|--------------|------------|----------|-------------|
| 1963年12月24日生 | 0株 | 20回/20回 | 5年 (本総会終結時) |

略歴、地位

| | | | |
|----------|--|----------|--|
| 1986年 4月 | 株式会社日本債券信用銀行 (現株式会社 あおぞら銀行) 入行 | 2013年 7月 | あすかアセットマネジメント株式会社 (現あいざわアセットマネジメント株式会社) 入社 |
| 1999年10月 | ユニゾン・キャピタル株式会社入社 | 2013年 8月 | あすかコーポレートアドバイザー 株式会社取締役ファウンディング パートナー (現任) |
| 2002年 5月 | 株式会社東ハト監査役 | 2016年11月 | 夢の街創造委員会株式会社 (現株式会社出前館) 社外取締役 |
| 2002年 7月 | 有限会社ボルサ取締役 (現任) | 2019年 6月 | 株式会社ファイズ (現ファイズホールディングス株式会社) 社外取締役 |
| 2004年 5月 | 株式会社ドラッグイレブン監査役 | 2021年 6月 | 当社社外取締役 (現任) |
| 2004年 6月 | オリエント信販株式会社監査役 | 2023年11月 | マニー株式会社社外取締役 (現任) |
| 2004年 6月 | 株式会社メインマート・ ホールディングス監査役 | | |
| 2005年 3月 | あすかアセットマネジメントリミテッド (現あいざわアセットマネジメント 株式会社) 入社 | | |
| 2007年 4月 | 産業能率大学経営学部准教授 | | |
| 2012年 4月 | 産業能率大学経営学部教授 (現任) | | |

重要な兼職の状況

産業能率大学経営学部教授
マニー株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、複数の投資会社においてファイナンス、投資・M&Aに関する実務に携わった実績があり、また、他社の社外役員を務めるなど、豊富な経験と知見を有しております。こうした豊富な経験に基づく、業務執行を行う取締役から独立した客観的な立場からの有益な意見や指摘は当社にとって貴重であり、加えてコーポレートファイナンス全般に関する専門的な視点から、取締役の業務執行に対する監督、助言等が期待できるため、当社の社外取締役に適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、独立役員会委員として、客観的な立場から、コーポレートガバナンス強化に向けた取締役会との連携強化に関与いただく予定です。

株主総会参考書類



候補者番号 おお うち ち え こ
7 **大内 智重子** 女性

再 任

独立役員 社 外

| 生年月日 | 所有する当社の株式数 | 取締役会出席回数 | 在任期間 |
|-------------|------------|----------|-------------|
| 1962年10月9日生 | 0株 | 14回/15回 | 1年 (本総会終結時) |

略歴、地位

| | | | |
|----------|---|----------|-----------------------------|
| 1983年 4月 | 株式会社電通入社 | 2022年 1月 | 同社 エグゼクティブ・アドバイザー |
| 2003年 4月 | 同社 アカウント・プランニング・ソリューション局 メディカル・ソリューション部長 | 2022年10月 | 株式会社脱炭素化支援機構 社外取締役 |
| 2010年 1月 | 同社 コミュニケーション・デザイン・センター局次長/シニア・プランニング・ディレクター | 2023年 8月 | ナッシュ株式会社 社外取締役 (現任) |
| 2016年 1月 | 同社 第3CRプランニング局長 | 2024年 6月 | 大東建託株式会社 社外取締役 |
| 2018年 1月 | 同社 執行役員 | 2025年 6月 | 当社社外取締役 (現任) |
| | | 2025年 6月 | 大東建託株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任) |

重要な兼職の状況

ナッシュ株式会社 社外取締役
大東建託株式会社 社外取締役 (監査等委員)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、株式会社電通にて、同社初の女性クリエイティブ局長・執行役員として労働環境改革、人的資本経営に携わり、DE&I推進リーダーを務めたほか、現在は他社の社外役員を務めるなど、豊富な経験と知見を有しております。こうした豊富な経験に基づく、業務執行を行う取締役から独立した客観的な立場からの有益な意見や指摘は当社にとって貴重であり、加えて人的資本経営全般に関する専門的な視点から、取締役の業務執行に対する監督、助言等が期待できるため、当社の社外取締役に適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員会委員として、役員の選解任、役員報酬制度等について審議いただき、客観性、透明性の高いガバナンス体制の構築に関与いただく予定です。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 高岡美佳、光定洋介および大内智重子の各氏は、社外取締役候補者であります。

なお、当社は、高岡美佳、光定洋介および大内智重子の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

3. 取締役 (業務執行取締役等である者を除く) との責任限定契約

当社は高岡美佳、光定洋介および大内智重子の各氏との間で定款第31条の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、法令が定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認可決された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。

4. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。本議案が原案どおりに承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は主契約と条件差保険をそれぞれ締結しており、当社取締役を含む被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、各候補者の任期途中である2026年9月に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

ご参考

取締役の選任に関する方針と手続について

当社は、適切な監督、意思決定を行うため、取締役会構成メンバーの多様性を確保するとともに、取締役会の規模の適正化に努めております。取締役会は、豊富な業務経験と専門性を有する社内取締役と、株主の利益を重視し高い専門性を活かして経営陣を監督する独立社外取締役で構成されており、知識、経験、能力等のバランスを総合的に考慮しております。また、独立社外取締役は複数名を選任し、東京証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が独自に定める独立性判断基準の要件を満たす者としています。上記方針に基づき、取締役会にて取締役候補者を決定しております。なお、取締役候補者の選任に当たっては、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする、指名報酬委員会が取締役会からの諮問を受けて審議を行い、取締役会が指名報酬委員会の答申を尊重することで、決定手続の客観性・透明性の向上に努めております。

また、事業年度ごとの経営責任を明確化するため、取締役の任期は1年としており、業績評価が一定基準を下回った社内取締役は、固定報酬を最大20%減額するとともに、指名報酬委員との面談や、退任を含む合理的な措置をとることで、経営と組織の健全性維持を図っております。（当社の役員報酬制度の詳細に関しては、事業報告「**3** 会社役員に関する事項（4）当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額」に掲載しております。）

なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、当社ウェブサイト
https://www.kyodoprinting.co.jp/ir_info/stockholder/pdf/criteria_for_judging_the_independence_of_outside_officers.pdf
に掲載しております。

株主総会参考書類

ご参考

当社は、経営戦略に照らして取締役、監査役に期待する専門性および経験等を整理することで、取締役会における知識・経験・能力のバランスが適切となるように努めています。

各役員の●印は、最大5項目と上限を設けています。

第2号議案および第3号議案が承認された場合、監査役も含めた役員の構成は次のとおりとなります。

※下記一覧表は、対象者の有するすべての専門性や経験等を表すものではありません。

| 氏名 | 指名報酬 委員会委員 | ① 企業経営・ 経営戦略 | ② 営業・ マーケティング | ③ 生産・技術・ 研究開発 | |
|----------|----------------------|------------------------------|-----------------------------|--------------------------------|--|
| スキルの選定理由 | | グループの方向性と成長を導くための経験や知見が必要なため | グループの成長と収益性を向上させるための事業推進のため | ものづくりと技術、研究開発による新規事業の創出を重視するため | |
| 取締役 | | | | | |
| 藤森 康彰 | 男性 ○ | ● | | ● | |
| 大橋 輝臣 | 男性 - | ● | ● | | |
| 渡邊 秀典 | 男性 - | ● | | | |
| 高橋 孝治 | 男性 - | ● | | ● | |
| 高岡 美佳 | 女性 社外 独立役員 ◎(委員長) | ● | ● | | |
| 光定 洋介 | 男性 社外 独立役員 - | ● | | | |
| 大内智重子 | 女性 社外 独立役員 ○ | | ● | | |
| 監査役 | | | | | |
| 秋元 秀夫 | 男性 - | | | | |
| 新井 妙子 | 女性 - | | | | |
| 古谷 昌彦 | 男性 社外 独立役員 - | ● | | | |
| 新島由未子 | 女性 社外 独立役員 - | | | | |

▶ 株主総会参考書類

| ④ IT・DX | ⑤ 国際ビジネス・ 海外事業経営 | ⑥ 法務・リスク マネジメント | ⑦ 財務・管理会計・ ファイナンス | ⑧ 人的資本経営 | ⑨ サステナビリティ・ ESG |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------|--------------------------------|---|
| グループの革新と効率化および新規事業の創出に必要であるため | 海外事業拡大を目標としており、その対応と管理を重視するため | 法令遵守と安全な運営の確保は企業経営の前提条件と考えるため | 財務的安定と効率的な資源配分をめざすため | グループの成長と競争力を支える人材戦略の構築が重要であるため | 持続可能性の追求と環境・社会・ガバナンスへの配慮は中長期的な企業価値向上に不可欠であるため |
| | | ● | ● | | ● |
| ● | | | ● | | ● |
| | | ● | ● | ● | ● |
| ● | | | | | ● |
| | | | ● | | ● |
| | ● | | ● | | ● |
| | | ● | ● | ● | ● |
| | | ● | ● | ● | ● |
| | ● | ● | ● | | |
| | | ● | ● | | ● |

株主総会参考書類

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役土井晴之氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



あら い た え こ
新 井 妙 子

女性

新任

| 生年月日 | 所有する当社の株式数 | 出席回数 | | 在任期間 |
|-------------|------------|------|------|------|
| | | 取締役会 | 監査役会 | |
| 1965年10月4日生 | 1,550株 | - | - | - |

略歴、地位

1988年 4月 当社入社
2018年 4月 当社法務部長
2020年 5月 共同印刷ビジネスソリューションズ(株) 監査役
2024年 4月 当社執行役員法務部長
2026年 4月 当社常勤顧問(現任)

監査役候補者とした理由

同氏は、主に人事部門や法務部門に長く携わり、豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらを当社の監査に活かし、客観的かつ中立的な立場で取締役の業務執行を監督できると判断し、監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 新井妙子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。本議案が原案どおりに承認された場合には、新井妙子氏は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は主契約と条件差保険をそれぞれ締結しており、当社監査役を含む被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、新井妙子氏の任期途中である2026年9月に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国の経済は、米国の通商政策による影響が一部に見られるものの、雇用・所得環境の改善の動きなどにより、緩やかな回復傾向が続きました。その一方で、ビジネスを取り巻く環境は、生成AI技術の急速な発達や、人権や地球環境問題といった社会課題への対応など、複雑かつ多様になっています。さらに、足元では中東情勢の動向や物価上昇が企業業績や個人消費を下押しする懸念があり、景気の先行きには注意を要する状況となっております。

このような状況のなか当グループは、2025年5月に公表した2025年度を起点とする3カ年の中期経営計画の目標達成に向け、既存事業の収益性向上と期待事業の着実な育成を進めております。

情報系事業では、事業の重心を印刷から情報加工サービスを中心とした非印刷へと移行する取り組みを強化しており、IP（知的財産）を活用した各種企画や法人向け教育プログラム、健康管理支援サービスなど、高品質なサービスの開発・提供に注力しております。

生活・産業資材系事業では、食品や日用品向けに、高い機能性や意匠性を兼ね備え、環境負荷の低減にも配慮した包装資材を提供しています。加えて、産業用包装資材など新たな市場の開拓に努めるとともに、東南アジアを中心とした成長市場における販売拡大に注力しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は982億5百万円（前期比1.8%減）、営業利益は21億3千4百万円（前期比8.4%減）、経常利益は27億2千7百万円（前期比0.7%減）となりました。また、特別利益に投資有価証券売却益34億4百万円を計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は39億6千万円（前期比19.6%増）となりました。

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

セグメント別の概況は以下のとおりです。

セグメント別売上高

| セグメント区分 (部門) | 前連結会計年度 2025年3月期 | | 当連結会計年度 2026年3月期 | | 前連結会計年度 比増減率 (%) |
|-----------------|---------------------|------------|---------------------|------------|------------------------|
| | 金額 (百万円) | 構成比 (%) | 金額 (百万円) | 構成比 (%) | |
| 情報コミュニケーション | 34,658 | 34.7 | 32,344 | 32.9 | △6.7 |
| 情報セキュリティ | 30,755 | 30.8 | 30,478 | 31.0 | △0.9 |
| 生活・産業資材 | 32,331 | 32.3 | 33,170 | 33.8 | 2.6 |
| その他 | 2,231 | 2.2 | 2,211 | 2.3 | △0.9 |
| 合計 | 99,977 | 100.0 | 98,205 | 100.0 | △1.8 |

情報コミュニケーション部門

出版印刷は、書籍ではコミックスが好調だったものの単行本や絵本が減少し、雑誌では収益性向上に向けて不採算案件から撤退するなど受注管理を強化したこともあり、前期を下回りました。一般商業印刷は、統合報告書制作などのIR分野や店頭什器・イベント制作などの店頭販促分野が伸長したものの、カタログ・情報誌が大きく減少し、前期を下回りました。一方、注力分野であるオリジナルコンテンツ事業は、法人向け教育プログラム開発支援や電子コミックの販売促進強化により、前期を上回りました。

以上の結果、部門全体の売上高は323億4千4百万円（前期比6.7%減）、営業損失は2億2千2百万円（前期は営業損失1億7千6百万円）となりました。

情報セキュリティ部門

ビジネスフォームは、企業の健康経営支援サービスを中心とするヘルスケア分野と、非対面での手続きを可能にする口座開設アプリなど金融機関向けの情報サービスBPOが引き続き好調に推移しました。一方で官公庁向けのデータプリントは減少したため、全体では前期を下回りました。証券類とカードは、乗車券類が増加したものの交通系ICカードが減少し、前期を下回りました。

以上の結果、部門全体の売上高は304億7千8百万円（前期比0.9%減）、営業利益は11億2千8百万円（前期比42.3%減）となりました。

▶ 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

生活・産業資材部門

チューブは、歯磨き向けをはじめ、UV製品やヘアケア製品などの化粧品向けが増加し、調味料向けのブローチューブやブローボトルも堅調に推移した結果、前期を上回りました。軟包装は、即席めん向けやカイロ向けのフィルム包装が伸長したほか、フタ材の需要が増加したこともあり、前期を上回りました。紙器は、ラップカートンの生産体制を強化したことにより受注が増加し、前期を上回りました。産業資材は医薬品向けの受注が減少するも、全体としては堅調な推移となりました。

以上の結果、部門全体の売上高は331億7千万円（前期比2.6%増）、営業利益は15億2千1百万円（前期比25.7%増）となりました。

その他

不動産や物流などの事業から構成され、売上高は22億1千1百万円（前期比0.9%減）、営業利益は2億7千万円（前期比67.1%増）となりました。

▶ 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(2) 設備投資等の状況

① 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は40億4千5百万円となりました。セグメント別の内訳は以下のとおりです。なお、生産の能力に重要な影響を及ぼす設備の除却、売却等はありません。

| セグメント区分 (部門) | 設備投資額 (百万円) | 前連結会計年度比増減率 (%) |
|-----------------|----------------|--------------------|
| 情報コミュニケーション | 465 | △ 12.8 |
| 情報セキュリティ | 1,541 | △ 45.0 |
| 生活・産業資材 | 1,611 | 35.1 |
| その他 | 206 | 21.8 |
| 全社(共通) | 221 | △ 8.3 |
| 合計 | 4,045 | △ 18.2 |

また、上記所要資金につきましては、自己資金により賅っています。

② 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(3) 対処すべき課題

当グループを取り巻く経営環境は、地政学リスクによる物価上昇やサプライチェーンの混乱が、企業の収益性悪化や個人消費の下押しにつながるものが懸念され、先行き不透明な状況が予想されます。加えて、デジタル化の進展や消費者ニーズの多様化による紙媒体の縮小を受け、厳しさが増しております。さらに、中東情勢が原材料調達に影響を及ぼすことが懸念されており、当グループにおいても引き続き状況を注視し、今後の動向に応じて迅速に対処してまいります。

このような環境のもと、当グループは長期ビジョン「NexTOMOWEL2034」を掲げ、事業ポートフォリオの変革により生活・産業資材系事業を成長させて情報系事業との売上高比率を1:1とし、2034年度に売上高1.5倍（2024年度比）、営業利益120億円の達成をめざしております。これらの目標に向けファーストステップと位置付けている2025年度起点の中期経営計画では、既存事業の基盤強化と成長に向けた足場固めとなる各種施策を推進しております。

情報系事業では、事業の重心を印刷から情報加工サービスを中心とした非印刷へと移行する取り組みを強化いたします。期待事業であるオリジナルコンテンツ事業では、IP（知的財産）を活用したイベント企画やグッズ販売の取り組み、デジタルコミックのオリジナル作品の制作・販売、法人向け教育プログラムなどの開発に注力します。情報サービスBPOでは、質の高いサービス提供と市場でのプレゼンス向上に努めます。あわせて、当グループ内の出版印刷事業の組織を再編し、さらなる合理化と柔軟な運用体制の構築を進めることで、量産型から高付加価値型へ生産モデルを転換し、収益性の向上を図ってまいります。

生活・産業資材系事業では、主力商品である、ラミネートチューブやトップシール材をはじめとする軟包装の売上拡大に向け、新規市場の開拓や環境に配慮した包材の開発などに取り組んでいます。また、期待事業である産業用包材については、梱包・物流資材分野を中心に開拓を進めております。さらに東南アジアを中心とした海外市場での事業拡大をめざし、協業も視野に入れた取り組みを進めてまいります。

当グループは、経営理念「創意と熱意で新たな価値を生み出し、共にある未来を実現する」に基づき、社員一人ひとりが社会や市場の要請に応え、持続的な成長と企業価値のさらなる向上に取り組むことで、ステークホルダーの皆さまから評価され、信頼される企業グループをめざしてまいります。

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第143期 | 第144期 | 第145期 | 第146期 |
|---------------------------|----------|----------|----------|-----------------------|
| | 2023年3月期 | 2024年3月期 | 2025年3月期 | (当連結会計年度) 2026年3月期 |
| 売上高 (百万円) | 93,363 | 96,992 | 99,977 | 98,205 |
| 経常利益 (百万円) | 1,289 | 2,083 | 2,746 | 2,727 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円) | 1,253 | 1,495 | 3,310 | 3,960 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 159.35 | 199.24 | 115.00 | 141.15 |
| 総資産 (百万円) | 123,471 | 131,815 | 126,168 | 123,801 |
| 純資産 (百万円) | 57,720 | 63,120 | 62,913 | 65,261 |
| 1株当たり純資産 (円) | 7,575.80 | 8,662.59 | 2,233.66 | 2,359.63 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式については、「株式給付信託 (BBT-RS、J-ESOPおよび従業員持株会処分型)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算出しています。
2. 2025年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っています。第145期の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、当該株式分割が第145期の期首に行われたと仮定して算定しています。
3. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を2025年3月期の期首から適用しており、2024年3月期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しています。この結果、2025年3月度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(5) 重要な子会社の状況

(2026年3月31日現在)

| 会社名 | 資本金 (百万円) | 当社の議決権 比率 (%) | 主要な事業内容 (セグメント区分) |
|-------------------------------------|------------------------|------------------|--------------------------------|
| (株)コスモグラフィック | 95 | 100.0 | 製版 (情報コミュニケーション) |
| 共同印刷メディアプロダクト(株) | 60 | 100.0 | 刷版・印刷・製本加工 (情報コミュニケーション) |
| デジタルカタパルト(株) | 100 | 71.4 | 電子書籍の取次および販売 (情報コミュニケーション) |
| Kodama Tales Inc. | 千USドル 200 | 71.4 (71.4) | 英語圏向け出版 (情報コミュニケーション) |
| 共同印刷西日本(株) | 200 | 100.0 | 印刷、データプリント・BPO業務 (情報セキュリティ) |
| TOMOWEL Payment Service(株) | 120 | 99.5 | 決済ソリューション (情報セキュリティ) |
| 常磐共同印刷(株) | 78 | 100.0 | 印刷、チューブ容器の製造 (生活・産業資材) |
| 共同NPIパッケージ(株) | 45 | 65.0 | 紙器製品の製造 (生活・産業資材) |
| 共同ブローボトル(株) | 45 | 100.0 | ブローボトルの製造 (生活・産業資材) |
| 共印商貿(上海)有限公司 | 百万人民元 6 | 100.0 | 包装材料の販売 (生活・産業資材) |
| KYODO PRINTING (VIETNAM) CO.LTD. | 百万ベトナムドン 331,439 | 100.0 | チューブ容器の製造 (生活・産業資材) |
| PT. Arisu Graphic Prima | 百万インドネシアルピア 80,000 | 99.0 | チューブ容器の製造 (生活・産業資材) |
| PT. Arisu Indonesia | 百万インドネシアルピア 104,615 | 98.9 (98.9) | チューブ容器の製造 (生活・産業資材) |
| 共同物流 (株) | 70 | 100.0 | 梱包・輸送 (その他) |
| TOMOWELビジネスパートナー(株) | 20 | 100.0 | 不動産管理 (その他) |
| 共同印刷ビジネスソリューションズ(株) | 60 | 100.0 | システム開発 (その他) |

(注) 1. 当連結会計期間において、デジタルカタパルト株式会社の子会社であるKodama Tales Inc.を連結の範囲に含めています。

2. 当社の議決権比率欄の(内書)は、間接所有割合です。

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(6) 主要な事業内容

(2026年3月31日現在)

| セグメント区分 | 主要な製品・事業内容 |
|-------------|--|
| 情報コミュニケーション | 週刊誌、月刊誌、季刊誌、単行本、全集、教科書、ポスター、カレンダー、広告宣伝媒体および装飾展示等の企画・制作、電子書籍等 |
| 情報セキュリティ | 各種ビジネスフォーム、証券類、各種カード、データプリント、BPO、決済ソリューション等 |
| 生活・産業資材 | 紙器、軟包装用品、各種チューブ、ブローボトル、金属印刷、建材用品印刷、電子機器部品、高機能材料等 |
| その他 | 物流業、不動産管理業等 |

(7) 主要な営業所および工場等 (2026年3月31日現在)

本店 東京都文京区小石川四丁目14番12号

| | | |
|-----|----------------------------------|--------------------|
| 営業所 | 本社営業所 | (東京都文京区) |
| | 共同印刷西日本(株)大阪 | (大阪府大阪市) |
| | 共同印刷西日本(株)名古屋 | (愛知県名古屋市) |
| | デジタルカタパルト(株) | (東京都文京区) |
| | Kodama Tales Inc. | (アメリカ合衆国カリフォルニア州) |
| | 共印商貿(上海)有限公司 | (中華人民共和国上海市) |
| | 共同物流(株) | (埼玉県越谷市) |
| 工場等 | 共同印刷メディアプロダクト(株)五霞工場 | (茨城県五霞町) |
| | 鶴ヶ島工場 | (埼玉県鶴ヶ島市) |
| | 川島ソリューションセンター | (埼玉県川島町) |
| | 共同印刷西日本(株)京都工場 | (京都府久御山町) |
| | 共同印刷西日本(株)名古屋カードセンター | (愛知県名古屋市) |
| | 守谷工場・共同NPIパッケージ(株) | (茨城県守谷市) |
| | 小田原工場 | (神奈川県小田原市) |
| | 相模原工場 | (神奈川県相模原市) |
| | 和歌山工場 | (和歌山県有田川町) |
| | 常磐共同印刷(株) | (茨城県北茨城市) |
| | 共同ブローボトル(株) | (茨城県小美玉市) |
| | KYODO PRINTING (VIETNAM) CO.LTD. | (ベトナム社会主義共和国ドンナイ省) |
| | PT. Arisu Graphic Prima スラバヤ | (インドネシア共和国スラバヤ市) |
| | PT. Arisu Graphic Prima カラワン | (インドネシア共和国カラワン県) |

(注) 当社の主要な営業所および工場等には、当社の主要な子会社が含まれています。

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(8) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| セグメント区分 | 従業員数 (名) | 前連結会計年度末比増減 (名) |
|-------------|----------|-----------------|
| 情報コミュニケーション | 709 | △109 |
| 情報セキュリティ | 792 | △13 |
| 生活・産業資材 | 978 | 31 |
| その他 | 255 | 4 |
| 全社(共通) | 402 | 8 |
| 合計 | 3,136 | △79 |

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 (名) | 前事業年度末比増減 (名) | 平均年齢 (歳) | 平均勤続年数 (年) |
|----------|---------------|----------|------------|
| 1,912 | 5 | 45.6 | 16.3 |

(注) 1. 従業員数は就業人員（企業集団外からの出向者を含み、企業集団外への出向者は含まず）であり、臨時従業員（派遣社員、パートタイマー等）は含まれていません。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は管理部門および研究開発部門に所属しているものであります。

(9) 主要な借入先

(2026年3月31日現在)

| 借入先 | 借入残高 (百万円) |
|--------------|------------|
| 株式会社みずほ銀行 | 2,000 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 1,000 |

▶ 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 133,920,000株
(2) 発行済株式の総数 30,000,000株
(3) 株主数 14,587名
(4) 大株主の状況 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|--|----------|----------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 2,429 | 8.50 |
| 東京インキ株式会社 | 2,046 | 7.16 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) | 930 | 3.26 |
| INTERACTIVE BROKERS LLC | 892 | 3.12 |
| artience株式会社 | 867 | 3.04 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・DIC株式会社口) | 800 | 2.80 |
| 朝日生命保険相互会社 | 800 | 2.80 |
| 株式会社みずほ銀行 | 756 | 2.65 |
| 共同印刷従業員持株会 | 653 | 2.29 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 638 | 2.23 |

- (注) 1. 持株比率は自己株式1,425,708株を控除して計算しています。
2. 当社への出資状況の持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 2,429千株
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) 930千株
株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 638千株
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社退職給付信託口の持株数800千株は、DIC株式会社から同信託銀行へ退職給付信託として信託設定された信託財産です。信託約款上、当該株式の議決権はDIC株式会社が留保しています。
4. 株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) の持株数930,310株のうち、2,300株は2026年3月31日に共同印刷従業員持株会へ売渡されています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式は次のとおりです。

| 区分 | 株式数 | 交付対象者数 |
|-----|---------|--------|
| 取締役 | 13,720株 | 4名 |

- (注) 取締役に交付された株式は、業績連動型株式報酬 (株式給付信託) の制度改定に伴い、従来より保有していたポイントの一部を譲渡制限を付した個人口座へ交付されたものです。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2026年3月31日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|----------------|-------|--|
| 代表取締役会長 | 藤森 康彰 | |
| 代表取締役社長 | 大橋 輝臣 | 監査室、秘書室担当 |
| 取締役 副社長執行役員 | 渡邊 秀典 | グループコーポレート本部長 兼 経営企画本部担当 |
| 取締役 常務執行役員 | 高橋 孝治 | 生産統括本部、技術開発本部、IT統括本部担当 |
| 取 締 役 | 高岡 美佳 | 立教大学経営学部教授 SGホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社ニッポン 社外取締役 |
| 取 締 役 | 光定 洋介 | 産業能率大学経営学部教授 マニー株式会社 社外取締役 |
| 取 締 役 | 大内智重子 | ナッシュ株式会社 社外取締役 大東建託株式会社 社外取締役 (監査等委員) |
| 常 勤 監 査 役 | 秋元 秀夫 | |
| 常 勤 監 査 役 | 土井 晴之 | |
| 監 査 役 | 古谷 昌彦 | |
| 監 査 役 | 新島由未子 | 弁護士 野村マイクロ・サイエンス株式会社 社外取締役 (監査等委員) |

- (注) 1. 取締役のうち、高岡美佳、光定洋介および大内智重子の各氏は社外取締役であります。
2. 取締役内藤常男氏は、2025年6月25日開催の第145期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
3. 監査役のうち、古谷昌彦および新島由未子の両氏は社外監査役であります。
4. 常勤監査役秋元秀夫および土井晴之の両氏は、過去に当社の経営管理部門において、長年にわたり業務に携わっていたことから、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は社外取締役および社外監査役の全員を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出しています。

▶ 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款に取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役との責任限定契約に関する規定を設けています。当該定款の規定に基づき、当社が社外取締役および社外監査役全員との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（社外取締役および社外監査役の責任限定契約）

社外取締役および社外監査役は本契約締結後、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度としてその責任を負担する。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社および当社連結子会社等の取締役、執行役員、監査役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、保険料は全額当社および当社連結子会社が負担しています。

当該保険契約は主契約と条件差保険をそれぞれ締結しており、当社取締役を含む被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ. 役員報酬に関する基本方針

当社は、役員報酬制度をコーポレート・ガバナンスの適正化ならびにグループ全体の持続的な成長に不可欠な重要な仕組みの一つと位置づけており、次に掲げる事項を役員報酬に関する基本方針として定めています。

- (1) 業績および中長期的な企業価値向上へのインセンティブ効果のある報酬体系をめざす。
- (2) 経営理念の実現に向け、優秀な人材を登用できる報酬水準をめざす。
- (3) ステークホルダーへの説明責任を果たせる、透明性、公正性を重視した報酬とする。

上記の基本方針を含む、当社の役員報酬の内容に係る決定方針（報酬体系、報酬毎の構成割合、報酬額算定の決定方法等）は、「役員報酬制度規程」として明文化し、2020年2月26日（2025年6月25日に一部改定）の取締役会において制定を決議しています。

▶ 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

同規程の制改定も含め、当社の役員報酬制度に係る方針については、指名報酬委員会が取締役会からの諮問を受けて審議を行い、取締役会がその答申結果を尊重して決定することで、決定手続きの客観性、透明性の向上に努めています。また、指名報酬委員会では、役員報酬が毎期の持続的な業績向上に加えて、中長期的な企業価値向上への取り組みを動機づけるインセンティブとなるよう、業績連動比率や株式報酬の割合等について、定期的に確認を行い、必要に応じて見直しを実施しています。なお、指名報酬委員会の概要は次のとおりであります。

〈指名報酬委員会の概要〉

| | |
|------|---|
| 設置時期 | 2018年10月（取締役会の任意の諮問委員会として設置） |
| 審議事項 | (取締役会の諮問に基づくもの) ・取締役等の候補者の指名に関する事項 ・取締役等の報酬等に関する事項 ・代表取締役の後継者計画に関する事項 ・取締役等の指名・報酬等にかかる基本方針・基準に関する事項 ・上記のほか、取締役会が指名報酬委員会に諮問した事項 (取締役会の委任に基づくもの) ・取締役会が定める役員報酬制度規程および委任に基づく、取締役等の報酬の決定 |
| 委員構成 | 委員長：高岡美佳（筆頭独立社外取締役） 委員：大内智重子（独立社外取締役）、藤森康彰（代表取締役会長） (委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする) |

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

ロ. 役員報酬の体系

社外取締役を除く取締役の報酬については、固定報酬と業績連動報酬で構成されています。業績連動報酬には、短期の業績連動報酬としての業績連動賞与と、中長期の業績連動報酬としての業績連動型株式報酬（株式給付信託）が含まれます。各報酬制度の概要は次のとおりであります。

| 報酬等の種類 | | 支給（給付）の形式 | 報酬等の内容の概要 |
|--------|--------------------------------------|---------------------------------|--|
| 固定報酬 | 固定報酬 (役位に応じた一定割合の自社株式取得目的報酬が含まれる) | 金銭 (月1回支給) | 年功的昇給要素を排除した取締役の役位毎の標準報酬額（シングルレート）を支給。行動および担当部門業績に係る個人評価を実施。評価（指名報酬委員会委員長等が実施）が一定基準を下回った場合は、次年度の報酬を最大20%減額するとともに、指名報酬委員との面談や、退任を含む合理的な措置を実施。 |
| | 業績連動賞与 | 金銭 (年1回支給) | 業績および企業価値向上へのインセンティブとして、事業年度毎のグループ連結業績と連動した賞与を支給。 |
| 業績連動報酬 | 業績連動型株式報酬 (株式給付信託) | 株式等 (在任中に一部を給付し退任時まで譲渡制限を付す) | 事業年度毎のグループ連結業績と連動した株式給付信託に基づく株式報酬を給付。報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、また株主様と同様の利益とリスクを共有し中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とする。 |

なお、社外取締役および監査役の報酬については、月額固定報酬のみとしています（監査役の報酬は、各監査役の役位、役割の大きさ等を基本に、監査役の協議により決定しています）。

ハ. 役員報酬の決定プロセス

客観性・透明性の高い報酬決定プロセスを構築するには、独立した立場から報酬の決定を行うことが適当であるとの判断のもと、取締役会は、具体的な役員報酬額の決定を指名報酬委員会に委任しています。指名報酬委員会に委任された権限の内容は、固定報酬および業績連動報酬の具体的な報酬額の決定ならびに支給時期等となります。指名報酬委員会は委任に基づき、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、「役員報酬制度規程」に基づき算定された個人別の評価等を踏まえ、報酬額を決定しています。指名報酬委員会での審議内容は、同委員会から取締役会に適宜報告され、取締役会は、委任された権限が適切に行使されているか確認を行っています。

また、取締役会は、上記報酬決定プロセスが「役員報酬制度規程」に整合していることを確認しており、当社の役員報酬の決定方針に沿うものであると判断しています。

▶ 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

なお、当事業年度において、役員報酬の決定に関わる指名報酬委員会の活動内容は以下のとおりであります。

- ・2025年4月17日／4月30日／6月20日：2024年度 業績連動賞与について
- ・2025年6月20日：業績連動型株式報酬（株式給付信託）について
- ・2026年3月25日：2026年度 固定報酬額について

二. 業績連動報酬で用いる業績評価指標の内容および算定方法

【業績連動賞与】

(i) 業績評価指標

| 指標の種別 | 指標の選定理由 |
|--------|--|
| 連結営業利益 | 当社グループの収益力および成長力の向上に向けたインセンティブ効果を機能させるため |
| 連結売上高 | |

(ii) 算定方法

連結営業利益計画の達成率に応じて、指名報酬委員会が役員毎に定める賞与支給テーブルの金額から基準の額（算定基準額）を算出いたします。この算定基準額に対し、連結営業利益の絶対額および連結売上高と連結営業利益の前年対比を考慮した係数を乗じて支給額を算定しています。

《算定式》

$$\boxed{\text{算定基準額 (①)}} \times \boxed{\text{係数1 (②)}} \times \boxed{\text{係数2 (③)}} = \boxed{\text{支給額}}$$

①算定基準額の30%部分は、当事業年度における対象者の担当部門の業績評価を反映し、0～100%の範囲で変動します。

②係数1は、連結営業利益の絶対額に応じた係数となり、85～180%の範囲で変動します。

③係数2は、連結売上高および連結営業利益の前年対比実績を考慮した係数となり、0～115%の範囲で変動します。

(iii) 当事業年度における業績評価指標の実績値に基づく係数

・係数1

| 指標の種別 | 実績値 (連結) (百万円) | 係数 |
|--------|----------------|------|
| 連結営業利益 | 2,134 | 1.00 |

・係数2

| 指標の種別 | 前年度 (連結) (百万円) | 実績値 (連結) (百万円) | 係数 |
|--------|----------------|----------------|------|
| 連結営業利益 | 2,331 | 2,134 | 0.99 |
| 連結売上高 | 99,977 | 98,205 | |

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

【業績連動型株式報酬 (株式給付信託)】

(i) 業績評価指標

| 指標の種別 | 指標の選定理由 |
|--------------|--|
| 連結営業利益 | 中期経営計画で目標とする経営指標と連動させ、株主利益を重視することで、達成に向けたインセンティブ効果を機能させるため |
| ROE | |
| TSR (株主総利回り) | |

(ii) 算定方法

役員毎に定めたポイント (以下、「役位ポイント」といいます。) に、業績評価指標の達成率および絶対値から算出される係数を乗じて、付与するポイントを決定します。なお、取締役が付与されたポイントは、退任等による当社株式等の給付時に、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。

《算定式》

$$\boxed{\text{役位ポイント}} \times (\boxed{\text{係数1 (①)}} + \boxed{\text{係数2 (②)}} + \boxed{\text{係数3 (③)}}) = \boxed{\text{付与ポイント}}$$

①係数1は、連結営業利益の計画達成率に応じた係数となり、0～200%の範囲で変動します。

②係数2は、ROEの絶対値に応じた係数となり、0～50%の範囲で変動します。

③係数3は、TSRの当社数値とTOPIX銘柄の比較値に応じた係数となり、0～50%の範囲で変動します。

(iii) 当事業年度における業績評価指標の実績値に基づく係数

・係数1

| 指標の種別 | 実績値 (連結) (百万円) | 係数 |
|--------|----------------|------|
| 連結営業利益 | 2,134 | 0.00 |

・係数2

| 指標の種別 | 実績値 (連結) (%) | 係数 |
|-------|--------------|------|
| ROE | 6.2 | 0.10 |

・係数3

| 指標の種別 | 実績値 (連結) (%) | 係数 |
|--------------|--------------|------|
| TSR (株主総利回り) | 118 | 0.30 |

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|-----------|-----------------|------------------|--------|---------------------------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動賞与 | 業績連動型 株式報酬 (株式給付信託) | |
| 取締役 | 262 | 207 | 52 | 3 | 8 |
| (うち社外取締役) | (27) | (27) | (-) | (-) | (4) |
| 監査役 | 52 | 52 | - | - | 4 |
| (うち社外監査役) | (17) | (17) | - | - | (2) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、2025年6月25日開催の第145期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれています。
2. 取締役の業績連動型株式報酬の額には、当事業年度における業績連動型株式給付信託 (BBT-RS) に係る費用計上額を記載しています。
3. 使用人兼務取締役はおりません。
4. 取締役の報酬額 (固定報酬および業績連動賞与) は、2008年6月27日開催の第128期定時株主総会において、年額6億円以内と決議されています。当該株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は16名となります。
5. 業績連動型株式報酬 (株式給付信託) は、2018年6月28日開催の第138期定時株主総会において制度導入が決議されています。2025年6月25日開催の第145期定時株主総会において制度を一部改定し、取締役等に給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託 (BBT-RS (=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」としています。本制度は年額6億円以内と決議されている報酬額とは別枠で、3事業年度毎に、合計342,000ポイント (うち当社の取締役分として162,000ポイント) を上限に、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社および一部の当社子会社が定める「役員株式給付規程」に従って、当社株式等が信託を通じて給付される株式報酬制度であります。当該株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は4名 (社外取締役は除く) となります。
6. 監査役報酬額は、2008年6月27日開催の第128期定時株主総会において、年額95百万円以内と決議されています。当該株主総会終結時点の対象となる監査役の員数は4名となります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況

取締役 高岡美佳氏は、SGホールディングス株式会社の社外取締役および株式会社ニッポンの社外取締役を兼務しています。なお、当社は、SGホールディングス株式会社および株式会社ニッポンとの間に特別の関係はありません。

取締役 光定洋介氏は、マニー株式会社の社外取締役を兼務しています。なお、当社は、マニー株式会社との間に特別の関係はありません。

取締役 大内智重子氏は、ナッシュ株式会社の社外取締役および大東建託株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しています。なお、当社は、ナッシュ株式会社および大東建託株式会社との間に特別の関係はありません。

監査役 新島由未子氏は、野村マイクロ・サイエンス株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しています。なお、当社は、野村マイクロ・サイエンス株式会社との間に特別の関係はありません。

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

② 当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

| 氏名 | 取締役会等への出席状況 | 発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-------|--|---|
| 高岡 美佳 | 取締役会：20回中20回 指名報酬委員会：8回中8回 独立役員会：2回中2回 | 同氏は、大学教授として経営学等の専門的な知識を有しており、また、当社ならびに他社の社外役員を務めるなど、豊富な経験と知見を有しています。こうした豊富な経験に基づき、業務執行を行う取締役から独立した客観的な立場から、経営戦略全般に関する有益な助言を行っており、適切な役割を果たしています。また、筆頭独立社外取締役として、当社の経営課題に関して積極的に発言し議論を主導する等、取締役会の議論活性化に貢献しました。 |
| 光定 洋介 | 取締役会：20回中20回 独立役員会：2回中2回 | 同氏は、複数の事業法人においてファイナンス、投資・M&Aに関する実務に携わった実績があり、また、他社の社外役員を務めるなど、豊富な経験と知見を有しています。こうした豊富な経験に基づき、業務執行を行う取締役から独立した客観的な立場から、コーポレートファイナンス全般に関する有益な助言を行っており、適切な役割を果たしています。また、独立役員会委員として、コーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組みに関して積極的に発言する等、客観性、透明性の高いガバナンス体制の構築に貢献しました。 |
| 大内智重子 | 取締役会：15回中14回 指名報酬委員会：5回中5回 独立役員会：2回中2回 | 同氏は、他社において執行役員として労働環境改革、人的資本経営に携わり、また、当社ならびに他社の社外役員を務めるなど、豊富な経験と知見を有しています。こうした豊富な経験に基づき、業務執行を行う取締役から独立した客観的な立場から、経営戦略全般に関する有益な助言を行っており、適切な役割を果たしています。また、指名報酬委員会委員として、役員の選解任、役員報酬制度等に関して積極的に発言する等、客観性、透明性の高いガバナンス体制の構築に貢献しました。 |

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

・社外監査役

| 氏名 | 取締役会等への出席状況 | 発言状況 |
|-------|---|--|
| 古谷 昌彦 | 取締役会：20回中20回 監査役会：16回中16回 独立役員会：2回中2回 | 同氏は、複数の事業法人において企業経営に携わった実績があり、豊富な経験と幅広い知見を有しています。こうした豊富な経験に基づき、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。 |
| 新島由未子 | 取締役会：20回中20回 監査役会：16回中16回 独立役員会：2回中2回 | 同氏は、弁護士として企業法務に関する高度な専門知識を有しており、また他社の社外役員を務めるなど、豊富な経験と知見を有しています。こうした豊富な経験に基づき、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。 |

- (注) 1. 取締役 高岡美佳氏は、指名報酬委員会委員長を務めるほか、独立社外取締役の互選により筆頭独立社外取締役に選任され、独立役員会の議長を務めています。
2. 取締役 大内智重子氏は、2025年6月25日開催の第145期定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会等への出席回数が他の社外役員と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は15回、指名報酬委員会の開催回数は5回、独立役員会の回数は2回であります。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および監査役会が同意した理由

- | | |
|----------------------------------|-------|
| ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | |
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 48百万円 |
| ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 50百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等について必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社である共印商貿(上海)有限公司、KYODO PRINTING (VIETNAM) CO.LTD.、PT.Arisu Graphic Primaは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 非監査業務の内容

当社は、仰星監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である、コンフォートレター作成業務等についての対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

Ⅴ 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は2006年5月2日開催の取締役会において内部統制基本方針を決議しており、その内容は以下のとおりであります。(最終改定 2025年5月15日)

内部統制基本方針

当企業グループは「創意と熱意で新たな価値を生み出し、共にある未来を実現する」を経営理念として掲げている。経営理念の実現と企業グループの持続的発展に向けて、業務の適正および有効性を確保するために内部統制システムを一層充実させて、公正で信頼される企業グループを目指す。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当企業グループは企業行動憲章、倫理綱領を定め、すべての取締役が自己規律をもって、これらを遵守する。取締役の職務執行の適正については、監査役会の定める監査の方針に従い、各監査役の監査対象とするほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役会および取締役会に報告し、その是正を図るものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当企業グループは取締役会議事録、重要決裁文書その他取締役の職務の執行に係る文書の保存を定款、文書保存管理規程の定めるところに従い、適切に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理については、取締役の監督のもと各部門が権限の範囲内で日常的なリスク管理を行う。「内部統制委員会」「品質保証委員会」「製品安全委員会」「情報セキュリティ委員会」などが連携をとり、潜在リスクの洗い出しと課題解決を推進し、リスク発生の抑制に努める。不測の事態が発生した場合は、「危機管理委員会」を開催し、担当執行役員が委員長となって、関連部門と連携して問題解決を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、毎月一回の定例取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会で重要事項の決定および業務執行状況の監督を行う。さらに、取締役会の監督機能の維持、向上と業務執行の責任と権限を明確にするため執行役員制度を導入し、常務執行役員以上で構成される経営執行会議を週一回開催し、取締役会付議事項の立案と取締役会の決定した基本方針に基づく業務執行のため、機動的な審議を行う。取締役会の決定した業務執行については、職務権限規程、組織分掌規程により、適正かつ効率的に行われるよう体制の整備に努める。

▶ 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

5. 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
従業員が法令・規程などの遵守は、各部門が権限の範囲内で日常的な管理を行うとともに、「企業倫理委員会」を設置し、企業倫理の浸透を図る。
また、担当執行役員を委員長とする「内部統制委員会」のもとで内部統制システムを構築し運用する。
企業行動憲章、倫理綱領に違反する行為を発見した場合の社内通報システムとして「倫理相談室」を設置して、その窓口とする。
内部監査については、業務執行機関と分離・独立した監査室により、計画的に内部監査を行い法令遵守や業務適正の点検・改善を行う。
6. 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
コンプライアンス体制と内部統制システムの構築・運用については、その範囲を当企業グループ全体とし、担当執行役員の指導のもと業務の適正を確保し、効率化を推進する。
また、監査役、監査室はそれぞれの立場で関係会社を監査し、改善策の策定を求めることとする。
7. 監査役がその職務を補助すべき従業員と、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、および当該従業員に対する監査役指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合は、当該職務にあたる従業員を置くこととする。その人事については監査役会の同意を得る。
また、当該従業員は専任とし、監査役の指示に基づき職務を遂行する。
8. 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制、監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制、およびその他監査役への報告に関する体制
当企業グループの取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、法令および規程に従い、監査役会に報告する。その場合、内部通報規程の定めにより報告者が不利な取扱いを受けることはない。
また、監査役は監査室が行った監査の報告を受け、指導・助言を行う。
9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役会は、監査役がその職務を遂行する上で必要と認める費用について、予算を計上できるものとする。さらに、緊急または臨時に支出した費用についても、会社に請求できるものとする。
10. その他監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会出席や稟議書など重要書類の閲覧を通じて、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握し、必要に応じて取締役、従業員など関係者にその説明を求めることとする。

11. 反社会的勢力を排除するための体制

当企業グループは企業行動憲章に基づき、健全な社会秩序の維持を重視し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たない。そのために、弁護士、警察当局等の外部専門機関との緊密な連携を強化し、倫理綱領を通して反社会的勢力排除の徹底を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制基本方針」に基づき、企業グループの業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における主な運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合し、効率的に行われることを確保するための体制に関する運用状況

当企業グループは企業行動憲章、倫理綱領を定め、すべての取締役が自己規律をもって、これらを遵守しています。当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役7名で構成され、監査役4名も出席する毎月一回の定例取締役会および必要に応じて開催する臨時取締役会で重要事項の決定および業務執行状況の監督を行いました。取締役会の決定した業務執行については、職務権限規程、組織分掌規程により、適正かつ効率的に行われるよう体制の整備に努めています。また、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については「文書保存管理規程」の定めるところに従い、適正に保存し管理しています。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する運用状況

本社主管部門を中心として、各部門と連携を図りリスク管理を行っています。リスクの内容および対応状況は、定期的に見直しを行い、必要に応じて管理策の更新を実施しています。また、リスク対応の実効性については定期的に取り締り委員会へ報告し、経営層のレビューを通じて継続的な改善を図っています。

当社は「内部統制委員会」「品質保証委員会」「製品安全委員会」「情報セキュリティ委員会」などが連携をとり、潜在リスクの洗い出しと課題解決を推進しリスク発生の抑制に努めました。特に情報セキュリティにおいては、業務の安全性と信頼性を確保するために顧客から預かった個人情報適切に保護および管理するための「PMS（プライバシーマークマネジメントシステム）文書規定類」「作業環境セキュリティ基準運用細則」等を定め、該当職場が適切なセキュリティ環境で運用をしているか定期的に判定を行いました。

サイバー攻撃等の情報セキュリティインシデントに対応する「TOMOWEL-CSIRT」を設置しています。平時には脆弱性管理や訓練を行い、インシデント発生時には、対応指揮および技術的な対策を講じます。

▶ 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

③ 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制に関する運用状況

当社は、「企業倫理委員会」を定期的に開催し、コンプライアンスに関する施策などを立案・審議し、教育、周知、啓蒙活動を推進しています。特に独占禁止法に関しては、法令の理解促進や社内チェック体制の強化等に取り組み、再発防止に努めました。法令違反や企業倫理綱領に反する行為の早期発見と是正のための相談窓口を社内外に設置し、また、共同印刷グループ各社の取締役に関する通報の受付について、経営からの独立性を有する「監査ルート」を設定しています。サプライヤーとの透明性ある公平な取引のため、「サプライヤーヘルプライン」を設置し、法令違反や調達基本方針からの逸脱行為などに対し、問題の解決と改善を行います。

内部監査については、業務執行機関と分離・独立した監査室が代表取締役社長の承認を受けた年間監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門およびグループ会社を対象とする監査を実施し、その結果および指摘事項に対する改善状況を代表取締役社長および監査役に報告しました。

④ 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制に関する運用状況

グループ会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会等において審議し、また、監査役、監査室はそれぞれの立場で関係会社を監査することでグループ会社の適正な業務運営および当社による実効性のある管理の実現に努めました。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する運用状況

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定例監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役、また従業員との定期連絡会にて対話を行い、監査室・会計監査人と連携し、取締役および従業員の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役および従業員の職務の執行状況を監査するとともに、企業倫理委員会や内部統制委員会等の報告を受け、必要な場合は意見を述べています。

6 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等

当社は、2007年4月25日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定いたしました。さらに同取締役会にて当社株式の大量買付行為への対応策の内容を決定し、2007年6月28日開催の第127期定時株主総会において承認を得て導入し、直近では2025年6月25日開催の第145期定時株主総会において継続の承認を得て更新しております。当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の概要は以下のとおりであります。

なお、詳細につきましては当社ウェブサイト（<https://www.kyodoprinting.co.jp/>）のIR情報－買収への対応方針の項に掲示しております。

（1）基本方針の内容の概要

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しています。こうした大量買付の中には、対象会社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、さまざまな企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。従いまして、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

また、このような大量買付行為がなされたときに、大量買付者の提示する当社株式の取得対価が適正かどうか、かかる大量買付行為が当グループに与える影響や、大量買付者が考える当グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該大量買付行為に対する当社取締役会の意見等、当該大量買付行為の是非を株主の皆様適切にご判断いただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報および検討時間が提供されることが不可欠です。

当社といたしましては、このような企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者に対しては、法令および当社定款によって許容される範囲で必要かつ相当な措置を講じ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社を取り巻く環境は、近年、急激な変化を続けております。さまざまな前提条件が変わり、新たなルールが生まれる中、ステークホルダーから求められるものもまた変化しています。こうした現状を鑑み、当社および当社グループと社会とのつながり、めざす未来像や存在意義を改めて見つめ直す必要性を認識し、今般、当社グループの価値観やマテリアリティを体系から内容に至るまで具に見直し、理念体系を再構築しました。

当社グループの新たな経営理念は「創意と熱意で新たな価値を生み出し、共にある未来を実現する」とし、一人ひとりが目標達成の強い意志を胸に柔軟な発想や技術で挑戦を続け、これまでになかった価値を創造して、ステークホルダーの皆様と共にある未来、豊かな暮らしの実現に貢献していく決意を表しました。経営理念の実現に向けた重要課題（マテリアリティ）については、「イノベーションを通じた社会課題解決への貢献」「事業成長の原動力となる人材戦略」「経営戦略と連動したリスクマネジメント」の3つを特定し、社会への価値提供とサステナビリティ経営の強化を通じて、持続的な成長と企業価値の向上をめざしてまいります。

当社および当社グループは、2025年度を初年度とする新たな中期経営計画（2025年度から2027年度までの3ヵ年計画）を策定いたしました。既存事業の基盤強化と成長事業の着実な拡大によって躍進に向けた足場を固めるフェーズであり、事業戦略を支える財務戦略、サステナビリティ経営の深化や人的資本の強化などの非財務戦略にも注力してまいります。中期経営計画の詳細は、当社ウェブサイトをご参照願います。

また、当社取締役会の構成は、独立社外取締役3名を含む取締役7名とするなど、一層のコーポレート・ガバナンス強化に努めております。

(3) 当社株式の大量買付行為への対応策（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）の概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償割当ての方法により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、(i) 大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、(ii) 当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項、(iii) 大量買付者

▶ 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

およびその関係者が有する本新株予約権について、一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項（当社取締役会が決定した場合）等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

なお、本プランの有効期間は、2025年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2028年3月期に係る定時株主総会の終結の時までとします。

当社は、当社取締役会が別途定める場合を除き、以下のいずれかに該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置の発動を検討いたします。

- (i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株券等について、買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる当該株券等の買付け
- (iii) 上記 i または ii に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の保有者が、当社の他の保有者（複数である場合を含みます。以下本 iii において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の保有者が当該特定の保有者の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者と当該他の保有者の株券等保有割合の合計が20%以上になるような場合に限り、）であると合理的に判断される行為

(4) 上記 (2)、(3) の取り組みが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

- イ. 経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収への対応方針の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。また、2008年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の内容も勘案しております。

▶ 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

- ロ. 株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保するためのものであり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されたものです。
 - ハ. 定時株主総会において株主の皆様の承認を経ております。加えて、実務上適切と判断するときは、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することができる内容となっており、発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。
 - ニ. 取締役会の判断の合理性および公正性を担保するため、取締役会から独立した機関として、当社と特別な利害関係のない社外役員や有識者に該当する委員3名以上により構成される独立委員会を設置しております。取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うこととしており、取締役会による恣意的な発動を防ぎ、当社の企業価値および株主共同の利益に適う仕組みを確保しております。
 - ホ. 対抗措置の発動に際し、合理的な客観的要件をあらかじめ定め、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。
 - ヘ. 取締役会および独立委員会が、当社から独立した地位にある第三者の助言を得ることができ、判断の公正性および合理性をより強く担保する仕組みが確保されています。
 - ト. 本プランは、取締役会の決議によりいつでも廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、スローハンド型買収防衛策でもありません。
- 以上の理由で当社取締役会は上記(2)、(3)の取り組みが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---------------|---------|----------------|---------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 47,113 | 流動負債 | 29,672 |
| 現金及び預金 | 12,438 | 支払手形及び買掛金 | 10,461 |
| 受取手形 | 5,438 | 短期借入金 | 251 |
| 売掛金 | 20,203 | 1年内償還予定の社債 | 5,000 |
| 商品及び製品 | 3,598 | 1年内返済予定の長期借入金 | 3,088 |
| 仕掛品 | 2,880 | リース債務 | 433 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,875 | 未払法人税等 | 1,291 |
| その他 | 692 | 賞与引当金 | 966 |
| 貸倒引当金 | △14 | 役員賞与引当金 | 100 |
| 固定資産 | 76,687 | その他 | 8,079 |
| 有形固定資産 | 53,518 | 固定負債 | 28,867 |
| 建物及び構築物 | 24,683 | 長期借入金 | 1,208 |
| 機械装置及び運搬具 | 10,871 | リース債務 | 872 |
| 工具、器具及び備品 | 1,498 | 繰延税金負債 | 4,033 |
| 土地 | 14,841 | 役員株式給付引当金 | 16 |
| リース資産 | 1,208 | 退職給付に係る負債 | 5,986 |
| 建設仮勘定 | 414 | 資産除去債務 | 2 |
| 無形固定資産 | 1,527 | 長期前受金 | 16,368 |
| ソフトウェア | 1,216 | 製品補償引当金 | 39 |
| その他 | 310 | その他 | 341 |
| 投資その他の資産 | 21,642 | 負債合計 | 58,540 |
| 投資有価証券 | 17,652 | (純資産の部) | |
| 退職給付に係る資産 | 2,705 | 株主資本 | 54,372 |
| 繰延税金資産 | 409 | 資本金 | 4,510 |
| その他 | 880 | 資本剰余金 | 1,687 |
| 貸倒引当金 | △5 | 利益剰余金 | 50,461 |
| 資産合計 | 123,801 | 自己株式 | △2,286 |
| | | その他の包括利益累計額 | 10,862 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 9,942 |
| | | 為替換算調整勘定 | 416 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 503 |
| | | 非支配株主持分 | 26 |
| | | 純資産合計 | 65,261 |
| | | 負債・純資産合計 | 123,801 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

▶ 連結計算書類

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | 金 | 額 |
|-----------------|-------|--------|
| 売上高 | | 98,205 |
| 売上原価 | | 77,310 |
| 売上総利益 | | 20,894 |
| 販売費及び一般管理費 | | 18,759 |
| 営業利益 | | 2,134 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 407 | |
| 物品売却益 | 32 | |
| 設備賃貸料 | 69 | |
| 保険配当金 | 177 | |
| その他 | 253 | 940 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 174 | |
| 設備賃貸費用 | 32 | |
| 支払補償費 | 34 | |
| その他 | 105 | 347 |
| 経常利益 | | 2,727 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 31 | |
| 投資有価証券売却益 | 3,404 | |
| その他 | 0 | 3,435 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 111 | |
| 投資有価証券売却損 | 9 | |
| 投資有価証券評価損 | 49 | |
| 減損損失 | 126 | |
| その他 | 50 | 348 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 5,814 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,826 | |
| 法人税等調整額 | 22 | 1,849 |
| 当期純利益 | | 3,965 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 5 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 3,960 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|----------------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 4,510 | 1,687 | 51,110 | △4,248 | 53,059 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △1,728 | | △1,728 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 3,960 | | 3,960 |
| 自己株式の取得 | | | | △958 | △958 |
| 自己株式の処分 | | | | 62 | 62 |
| 自己株式の消却 | | | △2,857 | 2,857 | － |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | △0 | | | △0 |
| 連結範囲の変動 | | | △23 | | △23 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | △0 | △648 | 1,962 | 1,313 |
| 当期末残高 | 4,510 | 1,687 | 50,461 | △2,286 | 54,372 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 非支配株主 持分 | 純資産合計 |
|----------------------|----------------------|--------------|----------------------|-----------------------|-------------|--------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付 に係る 調整累計額 | その他の 包括利益 累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 9,355 | 550 | △73 | 9,833 | 20 | 62,913 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △1,728 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | 3,960 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △958 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 62 |
| 自己株式の消却 | | | | | | － |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | | | | | △0 |
| 連結範囲の変動 | | | | | | △23 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 587 | △134 | 576 | 1,029 | 5 | 1,034 |
| 当期変動額合計 | 587 | △134 | 576 | 1,029 | 5 | 2,347 |
| 当期末残高 | 9,942 | 416 | 503 | 10,862 | 26 | 65,261 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

▶ 連結計算書類

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 16社
- (2) 主要な連結子会社の名称
共同物流(株)、共同印刷西日本(株)、デジタルカタパルト(株)

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社および関連会社の数
該当事項はありません。
- (2) 持分法を適用していない関連会社の名称
(株)コスモスキャナー
持分法を適用しなかった理由
持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のKodama Tales Inc.、共印商貿(上海)有限公司、KYODO PRINTING (VIETNAM) CO.LTD.、PT. Arisu Graphic PrimaおよびPT. Arisu Indonesiaの決算日は12月31日です。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

▶ 連結計算書類

(4) 収益および費用の計上基準

情報コミュニケーション部門、情報セキュリティ部門、生活・産業資材部門の製造・販売を主な事業とし、これらの販売は顧客との販売契約に基づいて商品または製品を引き渡す履行義務を負っています。また、収益においては、商品または製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品または製品に対する支配を獲得して当該履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しています。ただし、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である国内販売の場合には、当該商品または製品の出荷時に収益を認識しています。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しています。また、連結会社間取引をヘッジ対象としている為替予約取引については、時価評価を行い、評価差額を当連結会計年度の損益として処理しています。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象……ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務
- ③ ヘッジ方針……………社内規程等に基づき、外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っています。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法……当社が利用している為替予約については、社内規程等に従って、原則としてヘッジ対象と同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約を振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しています。

(6) その他

退職給付に係る会計処理の方法……退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の

▶ 連結計算書類

平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

（会計方針の変更に関する注記）

該当事項はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

固定資産の減損

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（単位：百万円）

| | 当事業年度 |
|--------|--------|
| 有形固定資産 | 53,518 |
| 無形固定資産 | 1,527 |
| 減損損失 | 126 |

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

当社グループは、事業用資産については、主として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として製造工程等の関連性を加味し、処分予定資産および遊休資産については、個別の物件を単位として資産のグルーピングを行っています。減損の兆候が識別され、減損の認識が必要と判断される資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。

回収可能価額は、使用価値と正味売却価額または処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い金額で算定しています。使用価値は、将来キャッシュ・フローを当社の加重平均資本コストを基礎として見積もった割引率で割り引いた現在価値で算定しています。正味売却価額または処分コスト控除後の公正価値は、鑑定評価額もしくは一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を基礎として合理的に算定された金額から処分見込費用を控除して算定しています。

▶ 連結計算書類

(2) 主要な仮定

減損損失の認識の要否の判断や使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローは、経営者に承認された将来の事業計画を基礎として見積もっています。当該見積における主要な仮定は、売上状況の推移、コスト増加分の受注価格への反映等であり、市場動向、直近の業績、過去の趨勢を参考とし、予測しています。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定が変化することにより、実績が事業計画と大幅に乖離した場合には翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

(追加情報)

1. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

(1) 株式給付信託 (BBT-RS)

当社は、2018年6月28日開催の第138期定時株主総会決議に基づき、当社の取締役および執行役員並びに一部の当社子会社における役付取締役（以下「取締役等」という。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下「BBT制度」という。)を導入しています。2025年6月25日開催の第145期定時株主総会決議に基づき、BBT制度の一部を改定し、取締役等に給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託 (BBT-RS (=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」(以下「本制度」という。)に改定しました。

①取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社および一部の当社子会社が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、取締役等の退任時とします。

②信託に残存する自社の株式

当社は、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しています。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は、138百万円、株式数は191千株です。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

▶ 連結計算書類

(2) 株式給付信託（J-ESOP）

当社は、2022年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2022年3月10日より、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」という。）を導入しています。

①取引の概要

本制度の導入に際し制定した「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

将来給付する株式を予め取得するために、当社は「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に金銭を信託し、当該信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しています。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しています。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は、417百万円、株式数は600千株です。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(3) 株式給付信託（従業員持株会処分型）

当社は、2022年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2022年3月10日より、従業員の福利厚生増進および当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下「本制度」という。）を導入しています。

①取引の概要

本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社（以下「受託者」という。）を受託者とする「株式給付信託（従業員持株会処分型）契約書」（以下「本信託契約」という。）を締結しています。（以下、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。）また、受託者は株式会社日本カストディ銀行との間で、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結しています。

本信託は、今後5年間にわたり持株会が購入することが見込まれる数に相当する当社株式を予め一括して取得し、以後、持株会の株式購入に際して当社株式を売却していきます。本信託による持株会への当社株式の売却を通じて、信託終了時まで、本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として、受託者適格要件を充足する持株会加入者（従業員）に分配します。

▶ 連結計算書類

また、当社は、本信託が当社株式を取得するために借入に際し保証をするため、当社株価の下落等により、信託終了時において、株式売却損相当額の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しています。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は、94百万円、株式数は136千株です。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末 長期借入金 36百万円

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 83,061百万円
2. 流動負債の「その他」に含まれる契約負債の金額は、「連結注記表（収益認識に関する注記）」に記載しています。
3. 担保に供している資産および担保付債務

①担保に供している資産

該当事項はありません。

②担保付債務

該当事項はありません。

なお、当社の連結子会社であるTOMOWEL Payment Service株式会社は、資金決済に関する法律に基づく発行保証金として、現金100百万円を供託しています。

また、当該発行保証金については、上記供託資産以外に金融機関との間で資金決済に関する法律に基づく発行保証金保全契約（契約金額1,680百万円）を締結しています。

▶ 連結計算書類

(連結損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「連結注記表（収益認識に関する注記） 1. 収益の分解情報」に記載しています。

2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

| セグメント区分 | 場所 | 用途 | 種類 | 金額 (百万円) |
|---------------|--------|-----------|-------------|-------------|
| 情報コミュニケーション部門 | 東京都文京区 | 電子書籍 | 無形固定資産（その他） | 9 |
| 情報セキュリティ部門 | 東京都文京区 | 決済ソリューション | 工具器具及び備品 | 0 |
| | | | ソフトウェア | 88 |
| | | | ソフトウェア仮勘定 | 13 |
| | | | 長期前払費用 | 14 |

当社グループは、事業用資産については、主として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として製造工程等の関連性を加味し、処分予定資産および遊休資産については、個別の物件を単位として資産のグルーピングを行っています。

情報コミュニケーション部門においては、当初想定していた収益が見込めないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失9百万円として特別損失に計上しています。なお、当該資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、零と評価しています。

情報セキュリティ部門においては、当該事業における収益性の低下により、将来の回収可能性を見直した結果、当初想定していた収益が見込めないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失116百万円として特別損失に計上しています。なお、当該資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、零と評価しています。

連結計算書類

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 30,000,000株

(注) 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行いました。また、2025年12月10日付で自己株式3,480,000株を消却しました。

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 2025年6月25日 定時株主総会(注1) | 普通株式 | 619百万円 | 85円00銭 | 2025年3月31日 | 2025年6月26日 |
| 2025年11月10日 取締役会(注3) | 普通株式 | 1,108百万円 | 38円00銭 | 2025年9月30日 | 2025年12月9日 |

(注1) 2025年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には「株式給付信託(BBT、J-ESOPおよび従業員持株会処分型)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金21百万円が含まれています。

(注2) 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っていますが、2025年3月31日を基準日とする配当につきましては、株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しています。

(注3) 2025年11月10日取締役会決議による配当金の総額には「株式給付信託(BBT-RS、J-ESOPおよび従業員持株会処分型)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金36百万円が含まれています。

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2026年6月25日開催の第146期定時株主総会において次のとおり付議する予定としています。

| 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|-------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 普通株式 | 利益剰余金 | 1,142百万円 | 40円00銭 | 2026年3月31日 | 2026年6月26日 |

(注) 配当金の総額には「株式給付信託(BBT-RS、J-ESOPおよび従業員持株会処分型)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金37百万円が含まれています。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債発行により資金を調達しています。

受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金(主として短期)および設備投資資金(長期)です。なお、デリバティブは社内規程等に従い、実需の範囲で行うこととしています。

▶ 連結計算書類

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-------------------|---------------------|-------------|-------------|
| (1) 投資有価証券 (*3) | 17,445 | 17,445 | - |
| (2) 一年以内償還社債 | (5,000) | (4,981) | △18 |
| (3) 長期借入金 | (4,296) | (4,253) | △42 |
| (4) デリバティブ取引 (*4) | (0) | (0) | - |

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しています。

(*2) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」および「短期借入金」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(*3) 市場価格のない株式等は「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|-------|------------------|
| 非上場株式 | 152 |

貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)第24-16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象とはしていません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は55百万円です。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しています。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

▶ 連結計算書類

- (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2026年3月31日）

| 区分 | 時価（百万円） | | | |
|----------|---------|------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 株式 | 17,445 | － | － | 17,445 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| 通貨関連 | － | (0) | － | (0) |

- (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2026年3月31日）

| 区分 | 時価（百万円） | | | |
|----------|---------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 一年以内償還社債 | － | (4,981) | － | (4,981) |
| 長期借入金 | － | (4,253) | － | (4,253) |

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

- ・投資有価証券
上場株式、国債、地方債および社債は相場価格を用いて評価しています。上場株式および国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。
- ・デリバティブ取引
為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。
- ・一年以内償還社債
当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。
- ・長期借入金
時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定し、レベル2の時価に分類しています。

▶ 連結計算書類

(賃貸等不動産に関する注記)

当社および一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の土地・オフィスビル等を有しています。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は389百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）です。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額および時価は、次のとおりです。

(単位：百万円)

| | | 当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) |
|------------|--|--|
| 連結貸借対照表計上額 | | |
| 期首残高 | | 2,325 |
| 期中増減額 | | △14 |
| 期末残高 | | 2,311 |
| 期末時価 | | 15,483 |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額です。
 2. 期中増減額のうち、当連結会計年度の主な増加額は消火設備の更新(2百万円)、主な減少額は減価償却費(17百万円)です。
 3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額、その他については、適切に市場価額を反映していると考えられる指標等に基づくものです。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | | その他 (注) | 合計 |
|-------------------|-------------------|----------------|---------------|--------|------------|--------|
| | 情報コミュニ ケーション部門 | 情報セキュリ ティ部門 | 生活・産業 資材部門 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | | |
| 顧客との契約から 生じる収益 | 32,344 | 30,478 | 33,170 | 95,993 | 1,713 | 97,707 |
| その他の収益 | — | — | — | — | 497 | 497 |
| 外部顧客への売上高 | 32,344 | 30,478 | 33,170 | 95,993 | 2,211 | 98,205 |

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業であり、物流事業、保険取扱事業および不動産管理事業等を含んでいます。

▶ 連結計算書類

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等） 4. 会計方針に関する事項(4)収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の残高

(単位：百万円)

| 区分 | 当連結会計年度 |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 26,927 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 25,642 |
| 契約負債（期首残高） | 110 |
| 契約負債（期末残高） | 77 |

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 2,359円63銭

2. 1株当たり当期純利益 141円15銭

(注) 「株式給付信託 (BBT-RS)」、「株式給付信託 (J-ESOP)」および「株式給付信託 (従業員持株会処分型)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、「株式給付信託 (BBT-RS)」は191,410株、「株式給付信託 (J-ESOP)」は600,000株、「株式給付信託 (従業員持株会処分型)」は136,600株です。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、「株式給付信託 (BBT-RS)」は203,575株、「株式給付信託 (J-ESOP)」は600,000株、「株式給付信託 (従業員持株会処分型)」は167,485株です。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---------------|---------|----------------|---------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 42,458 | 流動負債 | 31,407 |
| 現金及び預金 | 10,799 | 電子記録債務 | 981 |
| 受取手形 | 5,421 | 買掛金 | 9,050 |
| 売掛金 | 17,825 | 1年内償還予定の社債 | 5,000 |
| 製品 | 3,408 | 1年内返済予定の長期借入金 | 3,036 |
| 仕掛品 | 2,460 | リース債務 | 213 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,273 | 未払金 | 648 |
| 前払費用 | 240 | 未払費用 | 1,521 |
| 未収入金 | 814 | 未払法人税等 | 1,147 |
| 短期貸付金 | 199 | CMS預り金 | 8,341 |
| その他 | 14 | 賞与引当金 | 689 |
| 貸倒引当金 | △1 | 役員賞与引当金 | 52 |
| 固定資産 | 73,580 | その他 | 725 |
| 有形固定資産 | 45,777 | 固定負債 | 27,859 |
| 建物 | 22,208 | 長期借入金 | 1,100 |
| 構築物 | 879 | リース債務 | 581 |
| 機械及び装置 | 8,023 | 繰延税金負債 | 3,690 |
| 車両運搬具 | 21 | 役員株式給付引当金 | 15 |
| 工具、器具及び備品 | 1,272 | 退職給付引当金 | 5,862 |
| 土地 | 12,255 | 長期前受金 | 16,368 |
| リース資産 | 710 | その他 | 241 |
| 建設仮勘定 | 404 | 負債合計 | 59,266 |
| 無形固定資産 | 1,321 | (純資産の部) | |
| 借地権 | 70 | 株主資本 | 46,733 |
| 電話加入権 | 4 | 資本金 | 4,510 |
| 施設利用権 | 7 | 資本剰余金 | 1,742 |
| ソフトウェア | 1,206 | 資本準備金 | 1,742 |
| その他 | 33 | 利益剰余金 | 42,767 |
| 投資その他の資産 | 26,481 | 利益準備金 | 1,127 |
| 投資有価証券 | 17,594 | その他利益剰余金 | 41,640 |
| 関係会社株式 | 5,103 | 固定資産圧縮積立金 | 2,064 |
| 長期貸付金 | 803 | 別途積立金 | 36,128 |
| 前払年金費用 | 2,447 | 繰越利益剰余金 | 3,447 |
| 事業保険積立金 | 438 | 自己株式 | △2,286 |
| 破産更生債権等 | 1 | 評価・換算差額等 | 10,038 |
| その他 | 97 | その他有価証券評価差額金 | 10,038 |
| 貸倒引当金 | △5 | 純資産合計 | 56,772 |
| 資産合計 | 116,038 | 負債・純資産合計 | 116,038 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

▶ 計算書類

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | 金 | 額 |
|--------------|-------|--------|
| 売上高 | | 88,214 |
| 売上原価 | | 71,104 |
| 売上総利益 | | 17,109 |
| 販売費及び一般管理費 | | 16,401 |
| 営業利益 | | 707 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 999 | |
| 物品売却益 | 22 | |
| 設備賃貸料 | 1,331 | |
| 保険配当金 | 176 | |
| 関係会社管理料 | 394 | |
| その他 | 291 | 3,216 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 175 | |
| 設備賃貸費用 | 835 | |
| その他 | 122 | 1,133 |
| 経常利益 | | 2,790 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 1 | |
| 投資有価証券売却益 | 3,404 | 3,405 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 88 | |
| 投資有価証券売却損 | 9 | |
| 投資有価証券評価損 | 49 | |
| 関係会社株式評価損 | 284 | |
| その他 | 1 | 434 |
| 税引前当期純利益 | | 5,761 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,591 | |
| 法人税等調整額 | 64 | 1,655 |
| 当期純利益 | | 4,105 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

計算書類

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | | | |
|---------------------|-------|-------|---------|-------|---------|-----------------|-----------|--------|---------|--------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | | | 利益剰余金合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | 特別償却準備金 | 新事業開拓事業者投資損失準備金 | 固定資産圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 4,510 | 1,742 | 1,742 | 1,127 | 0 | 21 | 2,082 | 36,128 | 3,887 | 43,248 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | | △0 | | | | 0 | - | |
| 新事業開拓事業者投資損失準備金の取崩 | | | | | | △21 | | | 21 | - | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | | | | △18 | | 18 | - | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | △1,728 | △1,728 | |
| 当期純利益 | | | | | | | | | 4,105 | 4,105 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | | - | |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | | | - | |
| 自己株式の消却 | | | | | | | | | △2,857 | △2,857 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | △0 | △21 | △18 | - | △440 | △480 | |
| 当期末残高 | 4,510 | 1,742 | 1,742 | 1,127 | - | - | 2,064 | 36,128 | 3,447 | 42,767 | |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|--------|--------|--------------|------------|--------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | △4,248 | 45,252 | 9,450 | 9,450 | 54,702 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | - | | | - |
| 新事業開拓事業者投資損失準備金の取崩 | | - | | | - |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | - | | | - |
| 剰余金の配当 | | △1,728 | | | △1,728 |
| 当期純利益 | | 4,105 | | | 4,105 |
| 自己株式の取得 | △958 | △958 | | | △958 |
| 自己株式の処分 | 62 | 62 | | | 62 |
| 自己株式の消却 | 2,857 | - | | | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | 588 | 588 | 588 |
| 当期変動額合計 | 1,962 | 1,481 | 588 | 588 | 2,070 |
| 当期末残高 | △2,286 | 46,733 | 10,038 | 10,038 | 56,772 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

(1) 製品、仕掛品……………個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 原材料、貯蔵品……………先入先出法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定額法。なお、主な耐用年数については、以下のとおりです。

（リース資産を除く）

建物 31～50年

機械及び装置 4～10年

(2) 無形固定資産……………定額法。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

（リース資産を除く）

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合には残価保証額）とする定額法によっています。

(4) 長期前払費用……………均等償却

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権および破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金……………従業員等の賞与の支給に充てるため、支給見込額を期間に対応して計上しています。

▶ 計算書類

- (3) 役員賞与引当金……………取締役の賞与の支給に充てるため、支給見込額を期間に対応して計上しています。
- (4) 役員株式給付引当金……………役員株式給付規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。
- (5) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しています。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。

5. 収益および費用の計上基準

情報コミュニケーション部門、情報セキュリティ部門、生活・産業資材部門の製造、販売を主な事業とし、これらの販売は顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行業務を負っています。また、収益においては、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して当該履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しています。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である国内販売の場合には、当該製品の出荷時に収益を認識しています。

6. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しています。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しています。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務
- (3) ヘッジ方針……………社内規程等に基づき、外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っています。

▶ 計算書類

- (4) ヘッジ有効性評価の方法……………当社が利用している為替予約については、社内規程等に従って、原則としてヘッジ対象と同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約を振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しています。

7. その他

- 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

関係会社への貸付金に対する貸倒引当金

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

| | 当事業年度 |
|--------------|-------|
| 短期貸付金 | 199 |
| 長期貸付金 | 803 |
| 貸付金に対する貸倒引当金 | — |

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社への貸付金について、個別に財政状態および経営成績等の状況を勘案し、必要に応じ貸倒引当金を計上しています。

これらの評価に使用した主な仮定は、関係会社の事業計画における売上予測や費用予測であり、関連する業種の将来の趨勢に関する経営者の評価を反映し、外部情報および内部情報の両方から得られた過去のデータを基礎としています。

当該関係会社の財政状態および経営成績の状況によっては、翌事業年度の計算書類において貸倒引当金の金額に影響を及ぼす可能性があります。

▶ 計算書類

(追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引
「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|------------------------------|---------------------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 65,990百万円 |
| 2. 保証債務 | |
| 以下の関係会社の借入債務等に対し債務保証を行っています。 | |
| PT. Arisu Graphic Prima | 326百万円(34,721百万インドネシアルピア) |
| PT. Arisu Indonesia | 75百万円(8,000百万インドネシアルピア) |
| TOMOWEL Payment Service (株) | 1,414百万円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権または金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 969百万円 |
| 長期金銭債権 | 803百万円 |
| 短期金銭債務 | 10,673百万円 |

(損益計算書に関する注記)

| | |
|------------|-----------|
| 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 545百万円 |
| 仕入高等 | 29,125百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 2,811百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数
 普通株式

2,353,718株

(注)「株式給付信託 (BBT-RS、J-ESOPおよび従業員持株会処分型)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式928,010株が含まれています。

▶ 計算書類

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)

| | |
|--------------|--------|
| 繰延税金資産 | |
| 賞与引当金 | 217 |
| 退職給付引当金 | 1,846 |
| 減価償却費 | 21 |
| 減損損失 | 471 |
| 関係会社株式評価損 | 1,418 |
| その他 | 305 |
| 繰延税金資産小計 | 4,281 |
| 評価性引当額 | △1,715 |
| 繰延税金資産合計 | 2,566 |
| 繰延税金負債 | |
| 固定資産圧縮積立金 | △949 |
| その他有価証券評価差額金 | △4,536 |
| その他 | △771 |
| 繰延税金負債合計 | △6,256 |
| 繰延税金負債の純額 | △3,690 |

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 資本金または 出資金 (百万円) | 事業の 内容 | 議決権 等の所有 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|------------------|----------------------------------|------------------------|-------------|-------------------|---------------|----------------------|---------------|------------|---------------|
| 子 会 社 | TOMOWEL Payment Service(株) | 120 | 決済業 | 99.5% | 決済業務 委託先 | CMS預入 (注)1 | 3,577 | CMS預り 金 | 3,040 |
| | | | | | | CMS払出 (注)1 | 1,620 | | |
| | | | | | | 債務保証 (注)4 | 1,414 | | |
| | 共同NPI パッケージ(株) | 45 | 紙器製品 の製造 | 65% | 生産業務 委託先 | 設備賃貸 (注)2 | 442 | 未収入金 | 19 |
| | 共同印刷 メディア プロダクト(株) | 60 | 印刷業 | 100% | 生産業務 委託先 | 印刷、製本加工 等の外注 (注)3 | 9,705 | 買掛金 | 888 |
| | | | | | | 設備賃貸 (注)2 | 416 | 未収入金 | 0 |
| (株)コスモ グラフィック | 95 | 製版業 | 100% | 製版業務 委託先 | CMS預入 (注)1 | 1,294 | CMS預り 金 | 1,222 | |
| | | | | | CMS払出 (注)1 | 1,201 | | | |

▶ 計算書類

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. グループ内資金の円滑運用のためにCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しています。なお、約定利息については市場金利を勘案した上で合理的に決定しています。
2. 設備賃貸料については、市場価格等を参考に決定しています。
3. 価格その他の取引条件は市場価格等を参考に決定しています。
4. 発行保証金保全契約の締結に伴う債務保証を行っています。なお、保証料は受領していません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報について「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載していますので注記を省略しています。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,053円52銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 146円34銭 |

(注) 「株式給付信託 (BBT-RS)」、「株式給付信託 (J-ESOP)」および「株式給付信託 (従業員持株会処分型)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、「株式給付信託 (BBT-RS)」は191,410株、「株式給付信託 (J-ESOP)」は600,000株、「株式給付信託 (従業員持株会処分型)」は136,600株です。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、「株式給付信託 (BBT-RS)」は203,575株、「株式給付信託 (J-ESOP)」は600,000株、「株式給付信託 (従業員持株会処分型)」は167,485株です。

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

共同印刷株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 川崎 浩
業務執行社員
指定社員 公認会計士 竹本 泰明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、共同印刷株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共同印刷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

共同印刷株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 川崎 浩
業務執行社員
指定社員 公認会計士 竹本 泰明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、共同印刷株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第146期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第146期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

共同印刷株式会社 監査役会

| | | |
|---------|-------|---|
| 監査役(常勤) | 秋元秀夫 | ㊞ |
| 監査役(常勤) | 土井晴之 | ㊞ |
| 監査役 | 古谷昌彦 | ㊞ |
| 監査役 | 新島由未子 | ㊞ |

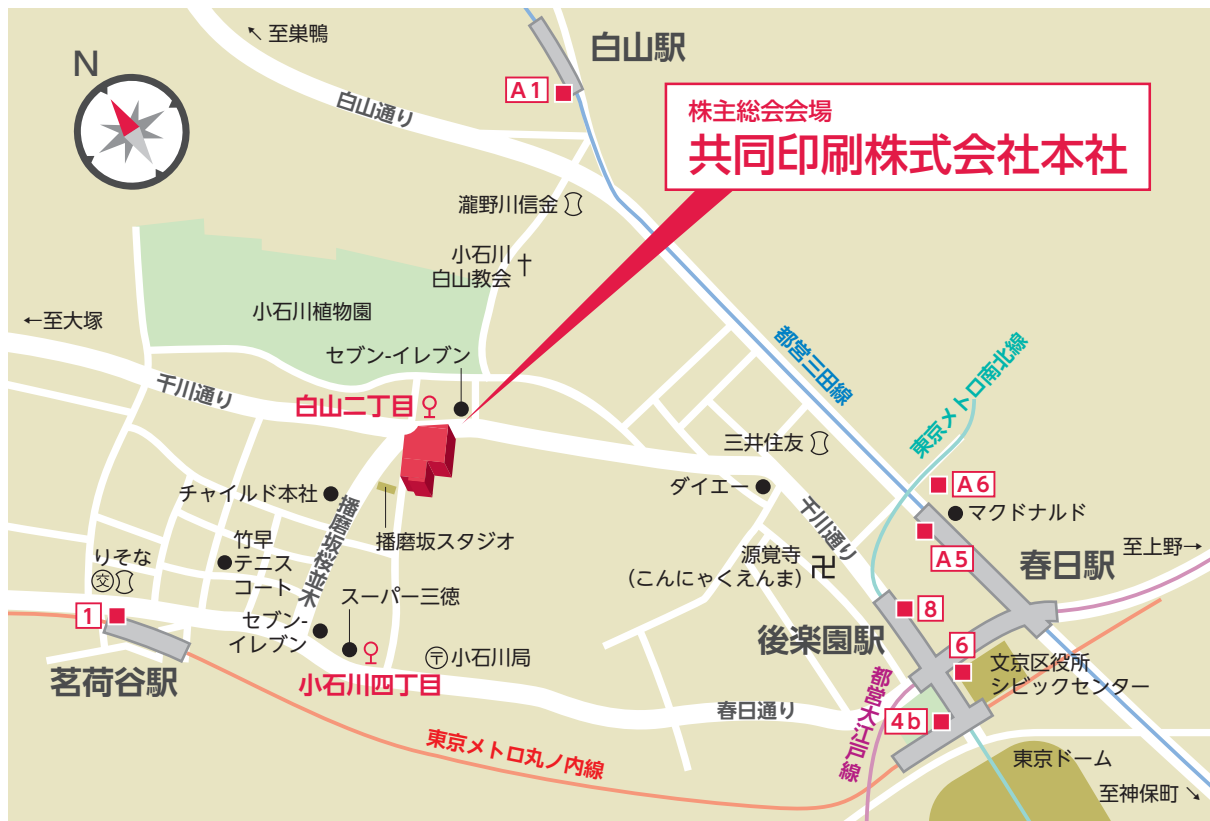
(注) 監査役古谷昌彦及び監査役新島由未子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 共同印刷株式会社本社 1階ホール

東京都文京区小石川四丁目14番12号
電話：03-3817-2111（代）



| | | |
|--|--|--|
| 交通のご案内 | 電車 | [茗荷谷駅]より徒歩約12分 ● 東京メトロ丸ノ内線「1」番口 |
| | | [白山駅]より徒歩約12分 ● 都営三田線「A1」番口 |
| | | [後樂園駅]より徒歩約15分 ● 東京メトロ丸ノ内線「4b」番口 ● 東京メトロ南北線「8」番口 |
| | | [春日駅]より徒歩約15分 ● 都営三田線「A5」または「A6」番口 ● 都営大江戸線「6」番口 |
| バス | ● JR[大塚駅]南口より[上60] 上野公園行バスにて約10分[白山二丁目(共同印刷前)]下車 | |
| | ● JR[大塚駅]南口より[都02] 錦糸町駅前行バスにて約10分[小石川四丁目]下車 | |
| ※当会場には専用駐車場・駐輪場がございません。公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。 | | |